

がん精密検査実施要領

(目的)

第1 この要領は、一次検査の結果、精密検査が必要となった者が、円滑かつ確実に精密検査を行えるようにし、千葉市（以下「甲」という。）が精密検査の結果を把握するため、一般社団法人千葉市医師会（以下「乙」という。）との契約に基づき実施するがん検診精密検査業務について必要な事項を定めるものとする。

(対象者)

第2 一次検査を行った結果、要精密検査及び再検査と判定された者とする。

(実施期間)

第3 精密検査の実施期間は、当該年度の4月1日から3月31日までとする。

(精密検査協力医療機関)

第4 乙が推薦する医療機関（以下「丙」という。）及び甲が契約する市内の医療機関とする。ただし、一次検診医療機関が状況に応じ、前述以外の医療機関を紹介しても差し支えない。

(精検精度)

第5 丙は、常に精検精度が向上するように努めるものとする。

(検査項目)

第6 検査項目は、依頼書に記載された項目とする。

(費用負担)

第7 健康保険法に基づく一部負担金は、受診者から徴収する。

(結果報告)

第8 丙は、精密検査及び再検査の結果を連絡票に記載し、甲に報告するものとする。

2 乙会員である一次医療機関医師が、精密検査協力医療機関以外の医療機関を紹介し、対象者が受診した結果を把握した場合は、連絡票に転記し、甲に報告するものとする。

(検診結果の管理)

第9 丙は、検診結果を少なくとも2年間は保存するものとする。

(結果報告手数料)

第10 甲は、前条で報告があった精密検査及び再検査の結果報告手数料を、健康増進事業契約に基づき支払うものとする。但し、乙が推薦しない医療機関が精密検査を実施し、報告があった場合の手数料は支払わないものとする。

(規定外事項)

第11 この要領に定めるもののほか、がん精密検査及び再検査の実施に関し、必要な事項については、その都度、甲及び乙が協議して定めるものとする。

附 則

この要領は、平成14年4月1日より施行する。

附 則

この要領は、平成14年10月1日より施行する。

附 則

この要領は、平成17年8月1日より施行する。

附 則

この要領は、平成18年10月1日より施行する。

附 則

この要領は、平成20年4月1日より施行する。

附 則

この要領は、平成21年4月1日より施行する。

附 則

(施行期日)

1 この要領は、平成22年4月1日より施行する。

(経過措置)

2 改正後の要領の規定は、この要領の施行の日以後に要精密検査に認定された者に適用し、同日前に

要精密検査に認定された者については、なお従前の例による。

附 則

この要領は、平成25年4月1日より施行する。

附 則

この要領は、平成26年4月1日より施行する。

附 則

この要領は、平成31年4月1日より施行する。

附 則

この要領は、令和2年4月1日より施行する。